

筆の里創造の丘公苑大型遊具整備工事特記仕様書

工事名：筆の里創造の丘公苑大型遊具整備工事

第1条 目的

本事業は、熊野町のシンボルである「筆の里」の文化的価値と調和した魅力的な遊び場を創出し、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、選ばれるまちとしての魅力向上を図ることを目的とする。

第一に、「筆の里」の固有価値を反映した独創的なデザインの大型遊具を設置することで、本町独自の公園ブランドを確立する。これにより町内外から訪れる家族連れを誘客し、地域全体の活力向上を目指す。

第二に、子育て世帯のニーズに応える安全かつ多様な遊びの空間を整備することで、安心して子育てができる環境を一層充実させる。本公園を多世代が交流するコミュニティの拠点へと進化させ、住民の定住意欲の醸成を図る。

第三に、既存施設である「筆の里工房」等との周遊性を高め、地域の賑わいを「点」から「面」へと広げる。これらの取り組みを通じ、地域経済の活性化と「筆の里・熊野」の魅力に次世代へ継承する持続可能なまちづくりを推進する。

第2条 事業内容

本工事は、企画・提案により制作・設置工事の 契約の相手方となる事業者を特定した上で、大型複合遊具の設計・製作及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。

ア 提案遊具の実施設計（詳細図面の作成、構造計算を含む。）

イ 提案遊具の製作設置工事（基礎、その他土木工事を含む。）

ウ 遊具使用上の注意看板等設置工事

エ 上記の施設設置に伴う整地工事（舗装工事は除く。）

※基礎工事、運搬費用、撤去費用、処分費を含む。

※遊具設置に関して必要な建築確認申請費用及び手続を含む（必要な場合）。

※総工事価格の範囲内で追加して実施可能な提案があれば、積極的な追加提案を求める。

第3条 要求水準

1) 目的物に関する事項

ア 設置個所 安芸郡熊野町字白石 地内（筆の里創造の丘公苑）

イ 遊具の対象年齢 3～6歳、6～12歳

ウ 設置施設

- ・大型複合遊具 1基以上（対象年齢に合わせて適宜配置）
- ・インクルーシブ遊具（3～6歳対象についてはインクルーシブ遊具を兼ねること）
- ・遊具使用上の注意看板（遊具配置に合わせて適宜配置）

エ 設計指針

- ・家族がふれあい、子育て世代の憩いの場を創出することに寄与する大型複合遊具とすること。
- ・子供の冒険心を育み、独創性があること。

- ・里山景観や周辺環境と調和した魅力的な遊び場とすること。
- ・複合遊具の幼児・児童対象エリアを区分すること。
- ・各遊具のわかりやすい位置に対象年齢を示す表記をすること。
- ・遊具は、「都市公園の遊具の安全確認に関する指針（改定第3版）」（令和6年6月国土交通省）に基づき、「遊具の安全に関する基準（JPFA-S：2024）」（社）日本公園施設業協会）又は同等の基準を満たすこと。
- ・遊具にはセーフティマット等、必要な安全施設を設置すること。
- ・遊具等の材質は、腐食しにくく、耐久性に優れていること。
- ・維持管理業務がしやすいよう、部材の交換、修繕が容易な構造であること。また、交換部品の調達が容易であること。
- ・各遊具の遊び方、対象年齢、注意事項などを記載した案内板を適切に配置すること。
- ・遊具等の設置に伴い必要となる工事がある場合は、総工事価格の中で対応すること。

2) 事業上限額

110,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

第4条 提案を求める範囲

1) 目的物のデザイン・構造形式・機能

「第1条 目的」を踏まえ「第3条 要求水準」を満たした上で、目的物のレイアウトを含むデザイン（完成予想図）、構造形式、機能について提案を求める。

2) 維持管理を容易・経済的にするための工夫

各使用材料別に検討するとともに、目的物全体としての維持管理を低減できる対策やランニングコストにおけるポイントを踏まえ、公園遊具のライフサイクルコストの提案を求める。

第5条 施工条件

1) 工期

契約の翌日から令和9年3月31日まで

2) 施工時間帯

原則8時30分から17時まで（土日を除く）

※筆の里創造の丘公園に係る他の工事、筆の里工房及び創作館の利用等との調整が必要となる場合があるため、詳細な工程については、別途監督員と協議の上、決定すること。

3) 受注者は、土木工事の施工にあたっては、土木工事共通仕様書（令和7年8月広島県）及び土木工事施工管理基準（令和7年8月広島県）、特記仕様書（令和8年4月広島県）により施工するものとする。

4) 工事の施工にあたっては、関係法規を遵守し、常に適切な管理を行うものとする。

5) 標識類、防護等の安全施設類については「土木工事共通仕様書」及び「道路標識令」、「道路工事保安施設設置基準」等の諸基準により、現場状況に応じて設置するほか、警察や公園指定管理者等第三者との協議に基づき実施するものとする。

6) 受注者は、実施設計の詳細図面に明記してある材料について、監督員の承諾を得て速やかに手配を行い、工事の進捗に遅延のないようにすること。

7) 造成前の地盤については、地質調査結果を参考に現地確認を実施すること。盛土範囲における地

耐力は、第2種建設発生土を用いて造成されていることを条件とする。また、構造上必要な地耐力が不足する場合には、事業上限額の範囲内において必要な措置を講じること。

- 8) 工事中に使用した道路及び付帯施設は、破損しないように留意し、破損した場合は受注者の責任で補修すること。
- 9) 同時期に事業地内で、筆の里工房周辺都市公園整備工事【第3期】が施工されているため、搬入ルート及び工事の進捗状況に応じて、適宜業者間で調整すること。

第6条 参考資料

- 1) 位置図
- 2) 平面図
- 3) 断面図
- 4) 地盤調査図